

改憲手続法（日本国憲法の改正手続に関する法律）の改正案の成立に抗議する声明

1 2014年6月13日、共産党、社民党を除く自民党、公明党、民主党などの与野党7党により、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（以下「改憲手続法改正案」という。）が、参議院で可決され成立した。

今回の改憲手続法案の改正は、改憲手続法に課された問題を放置したままの改正であり、到底容認できるものではない。

2 第1次安倍政権下で成立した改憲手続法には公職選挙法の選挙権年齢や民法の成人年齢の18歳以上への引き下げ、公務員の政治的行為の制限に係る法整備、国民投票の対象拡大という3つの「宿題」が課されていた。

とりわけ、公職選挙法の成人年齢の18歳以上への引き下げについては、改憲手続法が国民投票権者を18歳以上と定めたことに関連し、主権者として国政に対し権利行使できる者を18歳以上に拡大するという意味において極めて重要な課題であった。

そのため、第1次安倍政権下の2007年に成立した改憲手続法においては、制定後3年間で公職選挙法の選挙権年齢や民法の成人年齢の18歳以上への引き下げについて法整備を行うとされていたのである。

しかし、公職選挙法の選挙権年齢や民法の成人年齢の18歳以上への引き下げの法整備は3年以上が経過した現在に至っても全く行われてこなかった。

それにもかかわらず、今回の改憲手続法の改正案においては附則3条において「改正法の施行後速やかに、投票権年齢と選挙権年齢の均衡等を勘案し、必要な法制上の措置を講ずるものとする」と定めて、この公職選挙法の選挙権年齢と民法の成人年齢18歳以上への引き下げの法整備を再び先送りにすることを表明した。時間のかかる法整備はたとえ重要な課題であっても後回しにして壊憲に邁進する安倍政権のねらいが改めて浮き彫りになっている。

集団的自衛権を巡る解釈改憲の議論の陰に隠れて、主権者である国民の議論を喚起しないまま、数の論理に任せて改憲を推し進める安倍政権の「改

憲ありき」の政権運営は、少数派の意見を尊重し議論の発展の中で最良の答えを探求していくという民主主義の本質を破壊する極めて危険なものであると言わざるを得ない。

- 3 また、改憲手続法改正案は、その他にも附則4条において、公務員の国民投票運動に関し、組織により行われる勧誘運動、署名運動及び示威運動等の行為に対する規制の在り方について、検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるとし、公務員の国民投票運動を制限する前提にたち、公務員であっても市民としての自由な行動を広く容認していくという世界と時代の流れに逆行したものである。

特に、公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の禁止規定の違反に対し罰則を設けることの是非についても今後の検討課題とするとの附帯決議が付され、国民投票運動に刑罰をもって介入することが検討課題とされている。刑罰をもって国民投票運動を制限することは、自由闊達な議論が要求される国民投票に対し、取り返しの付かない萎縮的効果を及ぼすおそれがあり、検討課題とすること自体不当なものである。

- 4 さらに、憲法改正の正当性に疑義を差し挟まないために不可欠な国民投票の最低投票率の問題や、国民投票運動の公平性を確保する上での重要な課題である有料広告の規制等の問題についても、改憲手続法改正案は、一切触れてすらいない。

- 5 以上より、改憲手続法改正案は、もともと穴だらけだった改憲手続法の穴を埋めることのないまま成立させた欠陥法であり、国家の基幹となる憲法の改正手続を定めた法律案として到底受け容れることのできるものではない。

自由法曹団は、問題点を放置したまま強引に改憲手続法改正案を成立させた自民党を中心とした与野党7党に抗議するとともに、安倍政権の改憲策動に断固反対し、平和憲法の破壊を阻止するために広く市民と連帯したたかい抜くことを表明する。

2014年6月19日

自由法曹団
団長 篠原義仁